

下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札に係る透明性、競争性、公平性を確保するため、下松市が発注する建設工事等に係る競争入札に付する事項の価格の公表のうち入札前でなく入札後にのみ行う公表（以下「事後公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に付する事項の価格)

第2条 この要領において「競争入札に付する事項の価格」とは、予定価格並びに最低制限価格及び低入札価格調査基準価格をいう。

(事後公表の対象となる入札)

第3条 事後公表の対象となる入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち請負対象設計額が1,000万円以上の工事に係る競争入札。
- (2) 全ての測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（業務の内容からこの入札方式が適当でないと判断される業務の内容は除く。）に係る競争入札。

(事後公表の入札の公表)

第4条 前条に規定する競争入札に付する事項の価格その他事項の公表は、当該入札に係る事後公表の入札に付し、落札者の決定後、速やかに入札・見積・随意契約結果表を閲覧に供することにより行うものとする。

(事後公表の入札の閲覧場所)

第5条 前条に規定する価格その他事項の閲覧の場所は、企画財政部技術監理課とする。

(事後公表の入札の落札者の決定)

第6条 事後公表の入札を行った者のうち、無効な入札をした者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって

入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を下回る入札があったときは、不落札とする。また、自治令第167条の10第1項の規定による（いわゆる「低入札調査価格制度」）を適用する入札においては、別に定める低入札価格調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査基準にもとづき審査し、落札か不落札かを定めるものとする。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口答にてその旨を通知する。

（事後公表の入札の事務処理等）

第7条 事後公表の入札を執行する場合は、次に掲げる事務処理等を行うものとする。

（1） 事後公表の入札に付し、入札者がいないときは、入札を中止するものとする。

（2） 事後公表の入札執行回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせて3回とする。

（3） 競争入札に付する事項の価格の予定価格を越える1回目の最低入札金額を公表することとし、2回目の入札で1回目の公表額以上で入札した者は3回目の入札参加資格を失うものとする。

（4） 無効、不落札となった者は、その後の再度入札には参加できない。
（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、指名審議会において定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関す

る要領の規定は、この要領の施行の日以後に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事について適用し、同日前に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事について適用し、同日前に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事について適用し、同日前に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事については、なお従前の例による。